

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和6年12月16日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名
近世史料研究―石川県近世史料編さん室紀要―第3号
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等
仕様書のとおり
※ 仕様書は文化財課近世史料編さん室にて閲覧
- (3) 納入期限(履行期間)
令和7年3月31日(月)
- (4) 発注所属及び納入場所
住所 : 金沢市石引4丁目17番1号 石川県本多の森庁舎 2階
所属 : 文化財課(近世史料編さん室)
連絡先 : TEL 076-255-2527 FAX 076-255-2529

2 契約相手方の選定基準

- (1) 石川県内に所在すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者。
 - ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)
 - ④ 小規模作業所
 - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和6年12月23日(月)15時
- (2) 提出先
住所 : 金沢市鞍月1丁目1番地
所属 : 総務部管財課
連絡先 : TEL 076-225-1262 FAX 076-225-1264